

京都市告示第 509 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を変更及び廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 25 日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大原水0675号	左京区大原野村町370番地地先 同上	点
2	梅津水0114号	右京区梅津尻溝町 8 番地の 1 地先 同町11番地地先	点
3	淀水0206号	伏見区淀美豆町795番地の 3 地先 同町674番地の 1 地先	点

(変更水路等)

整理番号	名称	旧新別	起終	点
1	淀水0123号	旧	伏見区淀美豆町520番地地先 同町454番地の 1 地先	点
		新	伏見区淀美豆町520番地地先 同町545番地の 3 地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	月輪水5001号	東山区本町二十丁目458番地の 3 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)